

関西学生陸上競技連盟規約



関西学生陸上競技連盟

大正10年	4月	制定	平成元年	7月	改正
昭和3年	1月	改正	平成6年	4月	改正
昭和4年	1月	改正	平成9年	2月	改正
昭和42年	1月	改正	平成17年	3月	改正
昭和44年	1月	改正	平成18年	2月	改正
昭和46年	1月	改正	平成21年	3月	改正
昭和50年	5月	改正	平成24年	8月	改正
昭和51年	5月	改正	平成27年	3月	改正
昭和53年	1月	改正	平成28年	3月	改正
昭和54年	1月	改正	平成29年	3月	改正

第1章 総 則

- 第1条 本連盟は、関西学生陸上競技連盟（The Inter Collegiate Athletic Association of Kansai 略称 I. C. A. A. K）と称す。
- 第2条 本連盟は、学生競技者精神に則り、関西における学生陸上競技を総括し、かつこれを代表する独立学生自治団体であって、広く陸上競技の普及発展を図りスポーツ界に範を示すことを目的とする。
- 第3条 本連盟は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。
1. 関西学生陸上競技対校選手権大会
 2. 関西学生対校駅伝競走大会
 3. 関西学生対校女子駅伝競走大会
 4. 関西学生陸上競技種目別選手権大会兼混成選手権大会
 5. 関西学生新人陸上競技選手権大会兼ディムライトトリレーズ
 6. 大阪学生陸上競技対校選手権大会
 7. 京都学生陸上競技対校選手権大会
 8. 兵庫学生陸上競技対校選手権大会兼女子選手権大会
 9. 関西学連競技会（記録会）
 10. 西日本学生陸上競技対校選手権大会
 11. 関西学連強化委員会
 12. 関西学連普及・育成委員会
 13. 関西学連競技委員会
 14. 関西学生公認審判員講習会
 15. 学生競技に関する調査研究
 16. 本連盟の目的に適う一切の出版
 17. その他本連盟の目的に適う一切の事業
- 第4条 本連盟は、その本部を大阪市福島区福島4丁目6番2号 アメニティ福島205号に置く。

第2章 組 織

- 第5条 本連盟は、大阪・京都・兵庫・奈良・和歌山・滋賀の各府県所在地の大学及び高等専門学校をもって組織する。
- 第6条 本連盟は、下記の3ヶ所にその支部を置く。
1. 大 阪（大阪、奈良、和歌山）
 2. 京 都（京都、滋賀）
 3. 兵 庫（兵庫）

第3章 加 盟 校

- 第7条 本連盟に加盟しうる学校（以下、加盟校という）の資格は、上記第5条に適し、学校教育法、同施設細則の学校設置基準により設置された大学、短期大学設置基準により設置された短期大学及び高等専門学校設置基準により設置された高等専門学校とする。ただし、特別の理由があり代表員総会で認められた場合はこの限りではない。
- 第8条 加盟校は、本連盟に加盟するに際して本連盟の規約及び公益社団法人日本学生陸上競技連

合規約を履行することを承認しなければならない。

第 9 条 加盟校は、新年度の第 1 回代表員総会までに当該年度の役員名、事務所所在地及び対校戦等の事業予定を本連盟に提出しなければならない。

第 10 条 加盟校は、本連盟が指定する期日までに当該年度の個人継続登録、個人新規登録及び個人追加登録をそれぞれ行わなければならない。

第 11 条 加盟校は、住所、人名等の本連盟への登録事項に変更のある場合は、遅滞なく届出なければならない。

第 12 条 加盟校は、本連盟の主催・共催しない大会の記録は、その大会終了後 1 週間以内に本連盟に提出しなければならない。

第 13 条 本連盟に新たに加盟を希望する学校は、公文書と団体加盟申請書(3 枚)をもってその旨を申請しなければならない。

第 14 条 加盟校は、本連盟と類似した団体を組織することができない。

第 4 章 学生競技者資格

第 15 条 本連盟の学生競技者とは、本連盟加盟校の学生であって、かつ第 10 条に定める手続きを経た者であり、陸上競技を愛好し陸上競技を通じて自ら心身を鍛練し、もって良き社会人となることを目指す者をいう。

第 16 条 学生競技者は、次の条件を満たさなければならない。

1. 学生競技者は、本連盟加盟校の学生でなければならない。
2. 学生の範囲は、学校教育法第 90 条に定めた学生及び第 91 条の専攻科、別科の学生並びに第 102 条の定めによる大学院生とする。ただし、第 118 条に定めた高等専門学校の学生は、入学後 3 年次を経たものに限る。
3. 前項の加盟校競技者は、その在籍期間中登録することができる。

第 17 条 次の各項に触れる者は、学生競技者としての資格を失う。

1. 学生競技者としてその入会期間を終えた者。
2. 自ら退会を申し出た者。
3. 学生競技者精神に反する行為をした者。
4. アマチュア精神に反する行為をした者。

第 18 条 同一年度内において一度登録した後休学した者については、復学すれば学生競技者資格を再有するものとする。

第 19 条 本連盟加盟校の学生競技者として、加盟校における学業課程を終了せず他校に転じた者は事項発生より 1 年間、学生競技者としての資格を失う。

第 5 章 役員

第 20 条 本連盟に次の役員を置く。

役員	1. 会長	1 名	2. 副会長	若干名
	3. 監事	2 名	4. ヘッドコーチ	1 名
	5. 普及・育成委員長	1 名	6. 競技委員会委員長	1 名
	7. 連合派遣理事	1 名	8. 顧問	若干名
	9. 参与	若干名	10. 評議員	若干名
	11. ヘッドコーチ補佐	若干名	12. 強化委員会コーチ	若干名
	13. 普及・育成委員会コーチ	若干名	14. 競技委員会委員	若干名
	15. コーチ団	若干名	16. 医師団	若干名
事務局	17. 事務局長	1 名		

学生役員	18. 幹事長	1名	19. 秘書	1名
	20. 会計	1名	21. 会計補佐	1名
	22. 常任幹事	若干名	23. 幹事	若干名
	24. 登録部長	1名	25. 記録部長	1名
	26. 支部長	各1名		

- 第21条 全ての役員は、代表員総会で決議により決定する。
- 第22条 本連盟に、名誉会長を置くことができる。名誉会長は、会長が評議員会に諮問して、代表員総会に推薦される。
- 第23条 会長は、会賓・会友を含む本連盟役員の中から前会長が指名し、評議員会で構成評議員の過半数の同意を得て、代表員総会に推薦される。会長は、本連盟を代表する。
- 第24条 副会長は、会賓・会友を含む本連盟役員の中から会長が指名し、評議員会で構成評議員の過半数の同意を得て、代表員総会に推薦される。
- 第25条 監事は、評議員会が指名し、代表員総会に推薦される。監事は、本連盟の業務を監査する。
- 第26条 ヘッドコーチ、普及・育成委員長及び競技委員長は会長が指名し、代表員総会に推薦される。
- 第27条 連合派遣理事は、会長が指名し、代表員総会に推薦される。また、関西学連が関わる団体から理事等の派遣を求められた場合も同様に会長が指名し、代表員総会に推薦されることとする。
- 第28条 顧問は、会長・副会長・ヘッドコーチ・連合派遣理事を退いた者、または会長が推薦した者を、評議員会で構成評議員の過半数の同意を得て、代表員総会に推薦される。顧問は、本連盟の最重要事項の諮問に応じる。
- 第29条 参与は、評議員会が代表員総会に推薦する。参与は、本連盟の重要事項の諮問に応じる。
- 第30条 評議員は、加盟校がそれぞれの部長・監督・コーチ及びOB・OGの中から推薦するを原則とし、これに会長及び常任幹事会が推薦する者を若干加えることができる。なお、評議員は、本連盟の業務全般についての諮問に応じ、助言を与える。原則的に、加盟校の推薦は各校1名までとする。
- 第31条 コーチは、加盟校またはヘッドコーチが推薦することができる。コーチ団は強化委員会及び普及・育成委員会を構成し、学生競技者の競技力の向上及び普及・育成を図る。
- 第32条 強化委員会コーチはヘッドコーチが加盟校より推薦されたコーチ及び自らが推薦したコーチを代表員総会に推薦され構成される。なお、ヘッドコーチは強化を円滑に推進する役割を担う、ヘッドコーチ補佐を強化委員会コーチから若干名指名することができる。ヘッドコーチ補佐はヘッドコーチの指示のもと強化委員会コーチと連携を取りながら本連盟に加盟する選手の更なる競技力の向上を図る。
- 第33条 普及・育成委員会コーチは普及・育成委員長が加盟校より推薦されたコーチ及び自らが推薦したコーチをヘッドコーチと相談の上、代表員総会に推薦され構成される。普及・育成委員会コーチは本連盟に加盟する選手の競技力の普及・育成を図る。
- 第34条 競技委員会委員は関西学連学生役員経験者より競技委員会委員長の推薦により、代表員総会に推薦され構成される。競技委員会委員はヘッドコーチを含め、強化委員会コーチと連携し、主催大会の円滑な運営を図る。

- 第35条 医師は、ヘッドコーチ、強化委員会、普及・育成委員会及びコーチ団が推薦する。医師団は、ヘッドコーチ、強化委員会、普及・育成委員会及びコーチ団と協力し学生競技者の競技力の向上と普及・育成を図る。なお、医師団には、医師以外にトレーナー、ドーピング検査を行える専門家を含む。
- 第36条 事務局長は、本連盟の第3条に定める事業を達成するために、学生役員に対して適宜指導、助言を行う。なお、事務局長は会長が指名し、評議員会で構成評議員の過半数の同意を得て、代表員総会に推薦される。
- 第37条 幹事長は、前年度常任幹事会が推薦する。ただし加盟校の学生競技者の中より立候補者がでた場合は代表員総会において選挙を行い、過半数でこれを決定する。幹事長は、学生競技者の代表として本連盟業務を総括する。
- 第38条 秘書及び会計は、前年度常任幹事会が推薦する。ただし加盟校の学生競技者の中より立候補者が出た場合は、代表員総会において選挙を行い、過半数でこれを決定する。
- 第39条 常任幹事は、加盟校が推薦する。常任幹事は、幹事長・秘書・会計を補佐し一般業務を取り行う。
- 第40条 本連盟は必要に応じ学生役員として、競技部長・審判部長・調査統計部長・資格審査部長・広報部長を常任幹事会に置く事ができる。これは幹事長が推薦する。競技部長は競技に関する専門事項を処理する。審判部長は、学生公認審判及び各種競技会の審判に関する専門事項を処理する。調査統計部長は、本連盟に必要な調査統計事項を処理する。資格審査部長は選手の競技者としての資格に関する専門事項を処理する。広報部長は、本連盟主催事業運営のためにマスメディア・印刷会社等と連絡を取る。
- 第41条 幹事は、加盟校が推薦する。幹事は常任幹事会に協力する。
- 第42条 支部長は、各支部が常任幹事会に提言し、幹事長が推薦する。支部長は常任幹事会に協力して各支部を掌握する。
- 第43条 すべての役員は会長が委嘱する。役員の任期は2年とし、その期間は4月1日～3月31日までとする。また、学生役員は1年とし、その期間は1月1日～12月31日までとする。但し、再任を妨げない。補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第44条 学生役員は選出後、本連盟の競技者資格を失った時はその資格を失ったものとする。
- 第45条 学生役員の幹事長・秘書・会計に関しては、同一の学校から2名以上派遣する事はできない。ただし上記三役を含む常任幹事は同一の学校から原則4名まで派遣できる。
- 第46条 役員は本連盟業務に関して報酬を原則受けることはできない。
- 第47条 本連盟に会賓・会友を置く。

第6章 会 議

- 第48条 本連盟に次の会議を設ける。
- | | |
|-------------|----------|
| 1. 代表員総会 | 2. 役員会 |
| 3. 評議員会 | 4. 強化委員会 |
| 5. 普及・育成委員会 | 6. 競技委員会 |
| 7. コーチ会議 | 8. 常任幹事会 |
| 9. 医事委員会 | |
- 第49条 代表委員は各校1名とし、それぞれ加盟校の代表として代表員総会を構成する。各々一票の議決権を持つ。

- 第50条 代表員総会は、本連盟の最高議決機関である。代表員総会には定例代表員総会・臨時代表員総会があり、定例代表員総会は毎年2回行う。臨時代表員総会は会長及び幹事長が必要と認めた時、または加盟校の3分の1以上が書面を以って要求した時に行う。代表員総会は共に会長がこれを招集する。
- 第51条 代表員総会に付議される事項は次の通りである。
1. 事業報告及び事業計画
 2. 予算の決定と決算の承認
 3. 役員決定
 4. 会賓、会友の承認
 5. 規約の改正
 6. その他の重要な事項
- 第52条 代表員総会は代表委員の過半数の出席を以って成立し、出席議決権数の過半数を以って決する。但し、委任状は出席数として認めるが、議決権はないものとする。本連盟役員は代表員総会に出席し、それぞれの資格で意見を述べる事ができる。
- 第53条 代表員総会の議長は、代表員総会で選出する。代表委員より出ない場合は、幹事長がこれを務める。
- 第54条 役員会は、会長・副会長・監事・ヘッドコーチと幹事長・秘書・会計で構成し、会長の指名並びに本連盟の業務に関する重要事項について協議する。会長がこれを招集する。
- 第55条 評議員会は、会長及び幹事長が必要と認めた時、会長がこれを招集する。評議員会は、運営に関する事項の諮問機関である。役員は、それぞれの資格で出席して意見を述べる事ができる。
- 第56条 強化委員会は、ヘッドコーチ、ヘッドコーチ補佐及び強化委員会コーチで構成され、ヘッドコーチが委員長となり、これを招集する。
- 第57条 普及・育成委員会は、普及・育成委員長及び普及・育成委員会コーチで構成され、普及・育成委員長がこれを招集する。
- 第58条 競技委員会は、競技委員長及び本連盟学生役員出身者からなる競技委員会委員で構成され、競技委員長がこれを招集する。
- 第59条 コーチ会議は、ヘッドコーチ及びコーチ団で構成されヘッドコーチがこれを招集する。強化委員会及び普及・育成委員会で協議された事項等について、意見を述べる事ができる。
- 第60条 常任幹事会は、幹事長・秘書・会計・支部長及び常任幹事で構成される。幹事長が必要と認めた時は、幹事長がこれを招集する。本連盟の業務執行機関である。
- 第61条 医師団は医事委員会を構成し、以下の事業を行う。
- ① 関西学連主催競技会及び加盟校から依頼された競技会の医事活動に関する事項
 - ② 主催及び関係する競技会におけるドーピング検査に関する事項
 - ③ 学生競技者及び指導者に対するドーピング防止にかかわる教育啓発活動に関する事項
- 第62条 本連盟は、必要により、顧問会・参与会・専門委員会を設けることができる。これらの規定は別に定める。
- ## 第7章 競技会及び記録
- 第63条 本連盟主催の競技会規則は日本陸上競技連盟競技規則を準用する。
- 第64条 本連盟は、関西学生陸上競技対校選手権大会、関西学生対校駅伝競走大会、関西学生対校女子駅伝競走大会、関西学生陸上競技種目別選手権大会兼混成選手権大会、関西

学生新人陸上競技選手権大会兼ディムライトリレーズ、関西学連競技会（記録会）を毎年挙げる。

第65条 本連盟は東海・中国四国・九州の各地区学連との共催による西日本学生陸上競技対校選手権大会を当番となった時は主管する。

第66条 本連盟は競技会の実施に際し、必要に応じて本連盟役員OBによる実行委員会を組織する事ができる。

第67条 本連盟主催の競技会申し込みは、各加盟校に送付した要項に従い加盟校は申し込むものとする。

第68条 本連盟主催の競技会の日時・場所は競技委員会の立案によって、強化委員会を経てコーチ会議・評議員会で討議され代表員総会で決定される。

第69条 本連盟は次の記録を整理し、原則として永久保存する。

1. 本連盟の主催する競技会記録
2. 加盟校の公認対校競技会記録
3. 関西学生記録を公認する競技会記録。

第70条 本連盟は毎年関西学生男子50傑・女子30傑を発行する。

第8章 会 計

第71条 本連盟の経費は次のもので支弁する。

1. 登録料
2. 関係機関及び団体より受ける補助金
3. 事業収入
4. 寄付金及びその他の収入

第72条 本連盟の会計年度は、1月1日に始まり12月31日に終わる。

第73条 会計業務に関する報告は定時代表員総会にて行わなければならない。また、各事業における会計業務は会計がこれを行い、全てについて監事の監査を受ける。

第74条 本連盟の会計は一般会計と特別会計とに分ける。会計規定は、これを定める。

第75条 本連盟は会計資料を整理し5年間保存する。

第9章 罰 則

第76条 本連盟の規約並びに申し合わせ事項に違反した加盟校並びに競技者は処罰する。

第77条 前条の場合は資格審査委員会と評議員会の討議を経なければならない。

第78条 処罰と処罰の内容の最終決定は、代表委員総会がこれを行う。

第10章 規約改正

第79条 本連盟規約の各項改正補修は代表員総会で総議決の三分の二以上の賛成により改正、補修する事ができる。

第11章 付 則

第80条 本連盟の施行について必要な事項に関する細則は別に定める。

〔会賓・会友に関する規定〕

第1条 本連盟規約第46条により以下の規定を定める。

第2条 会賓は本連盟の財務に特に貢献のあった者とし、評議委員会で審議され、代表員総会

に推薦される。

- 第 3 条 会友は次の各項該当者を毎年最初の定時代表員総会において推薦される。
1. 本連盟役員として4年以上務めた者
 2. 本連盟学生役員として幹事長・秘書・会計・常任幹事を務めた者
 3. 本連盟登録競技者でオリンピック大会・ユニバーシアード大会・世界選手権大会または、アジア大会に参加した者
 4. 本連盟の良き理解者にして本連盟に特に貢献した者で、評議員会の推薦のある者

- 第 4 条 会賓、会友は本連盟の会賓、会友名簿に記載されるものとする。

[専門委員会に関する規定]

- 第 1 条 本連盟の規約第59条の規定による専門委員会として本規定第4条にあげる委員会を設置する事ができる。専門委員会は専門事項につき審議する。

- 第 2 条 専門委員会の委員は各専門委員会の特色によって各適当な者を会長が委嘱する。

- 第 3 条 専門委員会は委員長1名（会長が委員長を兼任することも可とする）、委員若干名を以って組織する。

- 第 4 条 本連盟は次の専門委員会を置く。
1. 栄章審査委員会・・・功労章の候補を審議する機関である。
 2. 資格審査委員会・・・加盟校及び個々の競技者の資格を設定しかつ違反のあった時は、その処罰を審議する機関である。
 3. 後援会設置準備委員会・・・本連盟の財務を援助する所の後援会の設置基準に関して審議する機関である。
 4. 審判指導委員会・・・本連盟の審判に関する専門事項を審議、指導する機関である。

[登録に関する規定]

- 第 1 条 本連盟に加盟を希望する者は所定の登録用紙に所定事項を記入し、所定の登録料と共に本連盟の指定する日時迄に納めなければならない。尚、加盟校の登録は学校単位で受理する。

- 第 2 条 登録用紙は2部作成し1部は本連盟に、1部は加盟校に保管する。

- 第 3 条 個人の登録は次の通りである。
1. 継続登録・・・すでに前年度同大学で登録しており引き続いて登録する者。
 2. 新規登録・・・上記以外の者すべて。

- 第 4 条 加盟校の競技者は、出身高校都道府県・学校所在地都道府県、または現在地都道府県の内一つの陸連加盟団体の都道府県名を登録陸協の欄に記入しなければならない。

- 第 5 条 学生競技者の日本陸上競技連盟への登録番号は本連盟の登録番号を以ってし、公益社団法人日本学生陸上競技連合登録証を以って陸連加盟団体競技者カードとする。

- 第 6 条 本連盟の登録をすませることによって地区陸協及び陸連登記登録の手続きは終了する。

- 第 7 条 登録名簿は6年間本連盟に保存しなければならない。

[学生公認審判員に関する規定]

- 第 1 条 学生公認審判員は現在第1学年以上、高等専門学校に在学する者は現在4学年以上の登録者で18歳以上の者でなければならない。

- 第 2 条 本連盟登録者の学生公認審判員は日本学生陸上競技連合公認審判員規定により日本陸上競技連盟より認可される。
- 第 3 条 本連盟主催の学生公認審判講習会を終了しなければならない。
- 第 4 条 本連盟の学生公認審判員は本連盟主催の競技会に本連盟より委嘱された時は積極的に出席しその任にあたらなければならない。
- 第 5 条 加盟校は第 1 条に相当する競技者総数の三分の一以上の学生公認審判員を保有せねばならない。
- 第 6 条 学生公認審判員は陸連が定める公認審判員バッジまたはマークをつける。

[栄章に関する規定]

- 第 1 条 本連盟規約第 50 条 6 項の規程に基づいて、関西学生新記録樹立者に対して栄章をおくり、その名誉を表彰する為以下の規定を定める。
- 第 2 条 関西学生新記録章は関西学生新記録、若しくは最高記録を樹立した者に贈与される。その対象種目は関西学生陸上競技対校選手権大会・日本学生陸上競技対校選手権大会・日本学生ハーフマラソン選手権大会とする。なお関西学生陸上競技対校選手権大会で新たに正式種目に認定された種目については認定後 3 年経過した種目とする。栄章の贈与は関西学生陸上競技対校選手権大会の時に行う。
- 第 3 条 日本学生陸上競技連合から関西学連に推薦依頼のある功労賞は、関西学生陸上競技界に特に功労のあった者を栄章審査委員会で選考し、評議員会で構成評議員の過半数の同意を得て、代表員総会に推薦される。
- 第 4 条 本連盟は以下の新記録を樹立した者には褒賞金を贈与する。但し同一年度の同一種目において複数人の新記録樹立者が出た場合は、その年度の最高記録樹立者に贈与する。なお各大会新記録のタイ記録についてはその対象ではない。
1. 日本新記録・・・一律 50 万円
 2. 日本学生新記録・・・一律 30 万円
 3. 関西学生新記録・・・一律 10 万円
- また、オリンピック大会、世界選手権大会、ユニバーシアード大会、世界ジュニア大会、世界ハーフマラソン、世界クロカンに本連盟に加盟する者が出場した場合及び上部団体（日本陸上競技連盟、日本学生陸上競技連合）から派遣を委嘱された指導者には激励金を 5 万円贈与する。また、アジア大会、アジア陸上に本連盟に加盟する者が出場した場合及び上部団体（日本陸上競技連盟、日本学生陸上競技連合）から派遣を委嘱された指導者には激励金を 3 万円贈与する。

[記念式典に関する規定]

- 第 1 条 加盟校が創部記念式典等を行う場合、関西学連に案内があった際の祝金については以下の通りとする。
1. 創部 50 年、創部 100 年という節目の記念式典 5 万円
 2. 1. を除く創部記念式典 3 万円
 3. 加盟校所属の選手が栄賞に関する規定以外で加盟校が行う記念式典 1 万円

[支部に関する規定]

- 第 1 条 支部の規約は本連盟の規約に基づいてつくらねばならない。
- 第 2 条 支部は、本連盟の任命する支部長のもと、その支部における学生陸上競技の普及発展と加盟校の親睦を図ることを目的とする。

- 第 3 条 支部は規則として毎年支部の対校選手権を行わなければならない。
- 第 4 条 支部は本連盟の毎年第 1 回代表員総会迄に次事項を本連盟に提出せねばならない。
1. 当該年度の事務所所在地
2. 前年度の事務及び会計報告
3. 当該年度の役員候補者名
4. 規約の変更
- 第 5 条 支部は本連盟と類似した団体を組織することはできない。
- 第 6 条 本連盟の規約に反した支部は本連盟より厳罰に処せられる。

[会計に関する規定]

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この規定は本連盟の会計業務について定める。
- 第 2 条 本連盟の会計は別表の科目によって行う。
- 第 3 条 本連盟の会計に関しては別に定める帳簿を備え、整然かつ明瞭に記録しなければならない。
- 第 4 条 本連盟の会計に関しては金銭出納は会計が掌り収入支出に関しては全て幹事長の承認が必要である。
- 第 5 条 予算及び決算は幹事長、会計が事務局長の助言を得て作成し、評議員会の承認を必要とする。
- 第 6 条 会計業務の全てにおいて監事の監査を必要とする。

第 2 章 予 算

- 第 7 条 本連盟の会計年度における一切の収入を歳入とし、一切の支出を歳出とし、歳入歳出はこれを予算に編入しなければならない。
- 第 8 条 本連盟会計については翌年度予算案を年度開始 10 日前迄に作成しなければならない。
- 第 9 条 前条により作成された歳出予算はその範囲内で執行するとともに予算に定められた目的以外に使用してはならない。

第 3 章 金 銭 会 計

- 第 10 条 当該会計年度に属する収入支出に関する出納は翌年度の 1 月 15 日迄に作成しなければならない。
- 第 11 条 全ての収入は入金に関する領収書を作成しなければならない。
- 第 12 条 全ての支出はその請求書及び関係書類を添付しなければならない。またその領収書を保存しなければならない。
- 第 13 条 本連盟の預金口座設ける銀行は会長の承認を受けて幹事長が指定する。また、その名義は会計担当の学連役員とする。

第 4 章 決 算

- 第 14 条 本連盟の収支決算書及び次の調書を翌年度の 1 月 15 日迄に作成しなければならない。
1. 収支決算書
2. 事業報告書

第 5 章 資 産

第15条 本連盟の資産は会計担当の学連役員が保管する。

第6章 引 継

第16条 会計が交代する時は前任者と15日以内に預金現金、物品資産を後任者に引継がねばならない。

第17条 前条引継は監事立会の上帳簿現金預金等を照合して行うものとする。

第7章 雑 則

第18条 この規定を実施する為の必要な事項については常任幹事会が立案し評議員会に諮問する。